

「あさのいち」のフリーマーケットに出店しませんか？

みらい平コミュニティセンター supported by 成島建設では、毎月第1土曜日にみらい平どんぐり公園で開催する「あさのいち」にフリーマーケットを出店しています。今回は、10月4日(土)に出店を希望する方を募集します。詳しくはホームページをご覧ください。

▶受付期間：9月6日(土)～21日(日)
☎ みらい平コミュニティセンター supported by 成島建設 ☎ 0297 - 38 - 7240

手続き・申請

補助金を活用して農地の集約を進めませんか？

近年、農業の担い手の高齢化や後継者不足が課題となっており、地域の農業を将来にわたって持続可能なものとするためには、「農地の集約化」が重要です。そこで、担い手の生産性の向上と作業の効率化を目的に、耕作者同士の協議による農地集約化に協力した農地所有者と農地を借り入れている農業者に対し、10aあたり5,000円の補助金を交付します。

▶担い手の要件：つくばみらい市地域計画に位置付けられている認定農業者または認定新規就農者

▶農地の要件：中間管理権などの権利設定をしている農地のうち、「担い手の農地に畦畔で接続している」「担い手の農地に農道や水路を挟んで隣接している農地」など

そのほかの要件など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎ 谷和原庁舎産業経済課 (内線 3107)

農業委員会 各種申請

10月の農地法に基づく許可申請の受付期間は下記のとおりです。

▶受付期間：10月21日(火)～24日(金)
※定例総会は11月10日(月)の予定です。
☎ 谷和原庁舎農業委員会事務局 (内線 6301～6302)

地域を良くするため 補助金を活用しませんか？

「子育て」「福祉」「多文化共生」など、さまざまな地域課題の解決に向け、市民活動団体が自主的に取り組む事業に対して、補助金を交付します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

▶補助対象事業：地域課題の解決に向け、市民活動団体が自主的に行う事業

▶補助金の種類

○スタートアップ補助：新たに市民活動団体を立ち上げ、活動する際の経費などに対する補助 (最大25万円)

○ステップアップ補助：既存の市民活動団体が、これまでの活動を発展させるために新たに実施、または拡大する事業に対する補助 (最大20万円)

■申請を検討している方向けの説明会＆相談会

▶日時：10月9日(木) 午前10時～正午
▶場所：みらい平市民センター 4階 会議室2
※Zoomでの参加も可能です。

▶申込方法：市民活動まちづくりセンターへお電話、または市ホームページ内の申込フォームからお申し込みください。

☎ 市民活動まちづくりセンター ☎ 0297 - 44 - 8833

年金生活者支援 給付金制度をご存じですか？

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。詳しくは特設サイトをご覧ください。

▶対象

○高齢基礎年金を受給している方

※下記のすべてを満たす必要があります。
・65歳以上である

・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている

・年金収入額とそのほかの所得額の合計が約90万円以下である

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

・前年の所得額が約479万円以下である

▶請求手続き

○新たに年金生活者支援給付金を受け取れ

る方：対象者には、日本年金機構が9月初旬ごろから請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和8年1月5日(月)までに請求手続きが完了すると、令和7年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

○年金を受給し始める方：年金の請求手続きと併せて、年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客さまの家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。年金生活者支援給付金のご請求でお困りの際は、給付金専用ナビダイヤル(☎ 0570 - 05 - 4092)にお電話ください。

☎ 伊奈庁舎国保年金課 (内線 4402)

土浦年金事務所 ☎ 029 - 825 - 1170

令和8年度保育施設 利用申し込みを受け付けます

令和8年4月入所希望者の認可保育施設(保育所(園)、認定こども園(幼稚園部除く)、小規模保育、事業所内保育)の利用申し込みを受け付けます。

▶受付期間：11月4日(火) 午前9時～14日(金) 午後4時30分

▶申込方法：「いばらき電子申請・届出サービス」からお申し込みください。電子申請が難しい場合は、みらいこども課へご相談ください。

※令和8年5月入所以降の申し込みは、受付期間が異なりますので、10月1日(水)から配布予定の「令和8年度版つくばみらい市保育施設の利用案内」または市ホームページをご覧ください。

▶配布場所：伊奈庁舎みらいこども課、谷和原庁舎市民窓口課、健康増進課(保健福祉センター内)、おやこ・まるまるサポートセンター(みらい平市民センター2階)

▶認可保育施設の利用基準：保護者が仕事や病気、出産、介護などの理由でお子さんを家庭で保育できない場合

※利用調整(選考)は、保育の必要性(優先度)の高い順に希望施設の中から利用先を決定します。

☎ 伊奈庁舎みらいこども課 (内線 4206, 4208, 4209)